記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書

《使用目的》

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けようとする農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）が租税特別措置法第 70 条の５第１項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされるものである場合において、取得をしたものとみなされる基因となった贈与者の死亡の日前１年以内に特例農地等のうち贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けを行っていた特例農地等につき耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったとき（当該特例農地等に係る農業相続人が特例農地等について耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から１年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき税務署長の承認を受けているとき、又は税務署長の承認を受けていない場合で贈与者の死亡の日前２月以内に耕作の放棄又は賃借権等の消滅があったときに限ります。）に、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前２月以内に特例農地等に係る受贈者（農業相続人）が新たな営農困難時貸付けを行った場合で、「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を当該相続税の申告書に添付して提出できないときに使用します。

なお、この明細書は、贈与者の死亡に係る相続税の申告書に添付して提出してください。

《記載要領》

１　この明細書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。

２　「番号」欄は、１筆の農地、採草放牧地及び準農地ごとに番号を付してください。

３　「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記入してください。

４　「地目」欄は、登記簿上の地目を記入してください。

５　「面積」欄は、新たな営農困難時貸付けを行った特例農地等の面積を記入してください。

６　この明細書に記載した新たな営農困難時貸付けを行った農地等については、新たな営農困難時貸付けを行った日から２月以内に「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」を所轄の税務署長へ提出してください。

７　この明細書に記載した農地等については、相続税の申告書第 12 表にも記入してください。